

グループホーム入居者の権利と責務

(目的)

この規程は、障害者の権利に関する条約の精神を尊重し、社会医療法人加納岩グループホームふえふき・ラベンダー・ほっとはうす（以下、当施設）において、入居者の権利を最大限尊重し最良のサービスを提供することを目的とする。

(グループホーム入居者の権利)

1. あなたは独自の生活歴を有する個人として尊重され、尊厳が保たれる権利があります。
2. あなたは生活や医療・福祉サービスにおいて十分な情報が提供され、個人の自由や好みおよび主体的な決定が尊重される権利があります。
3. あなたは生活や医療・福祉サービスにおいていかなる差別も受けない権利があります。
4. あなたは安心感と自信が持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利があります。
5. あなたは自ら能力が最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な医療・福祉サービスを継続的に受けられる権利があります。
6. あなたは家族や友人など大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報やプライバシーが最大限保護される権利があります。
7. あなたは地域社会の一員として生活し、一般市民としての行為を行う権利があります。
8. あなたは暴力や虐待および精神的・身体的拘束を受けない権利があります。
9. あなたは生活や医療・福祉サービスにおいて施設職員や苦情受付窓口で苦情を訴えても解決されない場合は、第三者機関の支援を受ける権利があります。

(グループホーム入居者の責務)

1. あなたは体調の異常や異変がある場合、そのことを施設職員に知らせる責務があります。
2. あなたは当施設の規則を遵守し、施設の業務運営に支障をきたすような行為を行わない責務があります。
3. あなたは当施設の規則を守り、他の利用者への支援の支障とならないよう配慮する責務があります。
4. あなたは知り得た他の入居者の個人情報を、外部に漏らさず保護する責務があります。
5. 当施設は実習機関であるため、あなたは実習生が見学・研修を行う際には、協力する責務があります。

附則

平成 30 年 4 月 3 日施行